

近世後期における一地主の米穀販売

— 下総国葛飾郡上金崎村土生津家の経営帳簿より —

重田正夫

はじめに

近世における農民的商品作物としては、木綿、藍、紅花など畑作の換金作物が注目されてきた。しかし、近世社会におけるもっとも一般的・支配的な農作物はいうまでもなく、米穀類であった。もちろん、石高制米納年貢という近世徴租法の原理からすれば、基本的にはこれらの生産米は農民の再生産に必要な部分を残して、年貢米として領主側に収取されるしくみとなっていた。ところが近世中期以降になると農民階層の分化、地主・小作関係の展開など村落社会の変化を基礎に、年貢米の地払い、石代金納など徴租法にも大きな変化がみられ、農民自身による米穀商品化の機会が増大していった。本稿で対象とする下総国葛飾郡上金崎村（現北葛飾郡庄和町）では、他にこれといった換金作物もなく、米穀の商品化は重要な課題であった。当地方における米穀商品化の重要な条件となったものは、その地理的な環境であろう。すなわち米の大消費地江戸に近く、し

第1表 江戸への地廻米供給高

年 産地	文久2年	文久3年	元治元年
武州米	364,180俵 (25.4%)	232,180俵 (28.5%)	246,380俵 (27.7%)
上総米	129,740 (9.0%)	61,300 (7.5%)	53,660 (6.0%)
下総米	168,000 (11.7%)	123,200 (15.1%)	120,800 (13.6%)
常州米	276,490 (19.3%)	150,400 (18.4%)	144,800 (16.3%)
野州米	126,000 (8.8%)	63,300 (7.8%)	145,500 (16.4%)
奥州米	295,200 (20.6%)	148,200 (18.2%)	150,000 (16.9%)
相州米	38,420 (2.7%)	16,700 (2.0%)	9,960 (1.1%)
上州米	38,100 (2.7%)	19,930 (2.4%)	16,900 (1.9%)
計	1,436,130 (100.2%)	815,210 (99.9%)	888,000 (99.9%)

(鈴木直二『増補江戸における米取引の研究』P.222~224より作成)

かも江戸川、庄内古川、元荒川などの河川交通の便に恵まれていることである。こうした好条件のもとに、近世後期には、粕壁、越ヶ谷、吉川などの在町に多数の穀商人が輩出したのであった。

このことを逆に江戸の方からみるとどのようなことになるであろうか。第一表は、文久二年から元治元年にかけての、江戸地廻り米穀問屋の扱った国別の米供給高である。武州米は連年地廻米全体の四分一強を占め、江戸市場において大きな比重をもっていたことが理解されよう。

こうした背景を念頭において、以下上金崎村土生津家に残された経営帳簿を整理することにより、近世後期における米穀商品化の一事例を紹介するとともに、日頃の文書整理では、その内部について十分な検討を加えることのできなかつた経営帳簿のあり方についても、簡単なながらふれてみることにしたい。

一、土生津家と本稿利用の史料について

まず具体的な分析にはいる前に、近世の土生津家と本稿利用の史料について簡単に述べておきたい。

土生津家は、享保十九年（一七三四）に当村幕領分の名主役および田地を買入れて近隣の中野村から移住し、代々幕領分、新田分の名主役を勤めた旧家である。移住当初の持高は不明であるが、おそらく後世まで「名主高」と呼ばれた四二・七九五石がそれに相当するものであろう。その後、村内外の土地を集積し、明和五年（一七

六八）には幕領分だけでも一〇四・五七四七石、文化六年（一八〇九）には一五八・三四五二石と村高二七〇石余の半分以上を占め、村内では圧倒的な経済力を有していた。⁽²⁾ その経営については後に述べるが、当然手作経営と小作地貸付から成り立っていた。特に小作地貸付においては、家守小作と呼ばれる小作形態が特徴的であり、その詳細については、黒須茂氏の論稿を参照していただきたい。⁽³⁾

次に本稿で主として依拠する史料の性格についてふれておきたい。土生津家文書は六三三二点目録化されているが、米穀販売そのものを表題とした文書は残されていない。そこで、ここでは宝曆七年（一七五七）から文政六年（一八二二）にわたる「金銀貸覚帳」、および天保七年（一八三六）から明治一〇年（一八七七）にかけての「万覚帳」（いずれも途中欠あり）の集計を基礎データとして考察することにする。「金銀貸覚帳」は、一年一冊が原則で、純然たる金銭貸借のほかに、米穀販売をはじめ、金銭に関する各種の記載が含まれている。ただ各年度の収支決算がなく、しかも帳簿の性格からしてここに記されたものが販売量のすべてであるとは断定できない。丁数は天明期までは各年度五〇丁前後であるが寛政期にはいると急激に減少し、文政六年のものをもってこの史料は消滅している。天保七年から残されている「万覚帳」は、「金銀貸覚帳」のより整備されたものといえる。すなわち一冊の帳簿の中は、(1)こつかい（小遣）控、(2)いろいろ控、(3)金銀貸控、(4)職人日雇控、(5)穀物出入控、(6)麦大豆請取控の六つの内容にわけて記載されている。いまこれを順

次説明すると、(1)の「ごつかい控」は日常買物のメモで純然たる家計簿といえる。(2)の「いろいろ控」は、その他の売買物の記録で、この中に米穀販売の記載が含まれている。(3)の「金銀貸控」は、金融業の実態を示す。(4)の「職人日雇控」は、その名のとおり出入りの職人の動きを示す。(5)の「穀物出入控」は、販売ではなく自分の蔵から出して搗に廻した分を記したもので、自家消費分の記録とみられる。(6)の「麦大豆請取控」は、畑小作年貢の現物納部分の記載であろう。この「万覚帳」段階にいたっても、いまだ収支の計算は行われず、記述は不十分なものといえるが、ともかく内容別に記載が整理されているので、天保期頃を境として経営帳簿に一定の進化をみることが出来る。

対象とする史料の以上のような性格から、本稿では次のような点を明らかにしていきたい。(1)土生津家が、どのような穀物売りに出していたのか、(2)史料の性格からその全体量を把握することは困難であるが、最低どの程度の量を売り出していたのかを累年的に追及すること、(3)そのうち最大の販売物と考えられる米の販売先とその変遷を追うこと、(4)さらに経営および市場との関係についても不十分ながらふれてみたい。

二、米穀販売の概要

本章においては、以上述べてきた内容と限界をもつ史料から抽出されたデータをもとに、土生津家における米穀販売の概況を把握し

ておくことにしたい。なお、以下の記述においては、前述したような史料の残存状況と性格から天保期を境として前後に大きく二分し、宝暦七年から文政九年までを「前期」、天保七年から明治一〇年までを「後期」と略記する。

「金銀貸覚帳」「万覚帳」に現われる米穀の種類は、米・餅米・麦（大麦）・大豆の四種が中心で、他には菜種・小豆などが少量みられる程度である。第二表は、各年度の帳簿からこれらの販売記述を抜き出して集計したものである。記帳の仕方は、一回ごとに月日・品目・数量・一俵あたりの内実量・一両あたりの単価・相手商人名・代金などを記入してあるのが原則である。そして、前期における越ヶ谷宿商人、後期における村内の穀商人肴屋又右衛門との取引きでは、半年ぐらいごとに代金を勘定した仕切状を載せている。

米 第一にとりあげなければならないのは米である。米の場合俵数で記帳されていることが多いが、石数への換算は特記のない限り一俵⁽⁴⁾四斗とした。前期の期間は六九年間であるが、そのうち米販売の記録があるのは四〇年分、帳簿は残るが記載がないのは十一年分である。全体の傾向としては年により数量の変化が大きい、記載残存年間の年平均販売量は、六二・九六石である。このうち一〇〇石を超えるのは、天明八年（一七八八）の一五九・二〇石を筆頭に七か年分にのぼる。明和六年（一七六九）頃から、かなり多量の販売がみられ、注目される。また少ない方では、宝暦一三年（一七六三）の一六・六〇石がある。帳簿が残り記載がないのは、そのま

ま米販売がなかったとは即断できないが、文化・文政期に集中している。一方、後期においては、対象期間四二年間のうち、米販売の記載のあるのは二七年分、記載なしは明治初年の二年間であり、他の年は帳簿が残されていない。記載残存年間の一年平均販売量は九三・五一〇石となる。このうち一〇〇石以上は安政四年（一八五七）の一三二・五〇九石を最高に一二回を数え、最低はその次年度安政五年の二七・八五五石である。総じて後期においては、年による差が少なくなっていることが指摘できる。これは史料の性格の相違、すなわち「万覚帳」の方が販売量を忠実に反映しているのではないか、さらには土生津家自体の経営の安定化、農民的商品流通の隆盛などさまざまな要因が考えられるが、これだけの史料ではいずれとも断定できない。

餅米 これも石数への換算は特記のない限り一俵 \parallel 四斗で行った。まず前期においては、米販売記載の残存する四〇年間のうち半分の二〇年分について売出しの記録がみられる。一年間の最高は寛政四年（一七九二）の一三・六石で、平均は五・〇四石となる。一方後期においては二七年間のうち二三年分について記事がみられる。嘉永元年（一八四八）の八石が最高であり、一年平均も三・〇六六石と減少している。要するに餅米は米と共に毎年少量宛売出されてはいたが、全体としては逐年減少傾向にあったといえる。

麦 石数への換算は特記のない限り一俵 \parallel 五・五斗として計算した。前期においては一六年分の記録が残り、最高は寛政三年の三二・四

石、一年平均は九・〇九石にすぎなかった。ところが後期になると、米販売記載のある二七年間のうち天保六年（一八三五）、明治五年（一八七二）を除き、ほぼ連年の販売がみられる。売上げ高も、万延元年（一八六〇）の三九・〇五石を最高に一年平均二〇・六〇一石と大幅に増加している。

大豆 これも特記のない限り一俵 \parallel 四・四斗と換算した。前期においては一八年分の記載が残り、寛政一〇年（一七九八）の二六・四四石を筆頭に、一年平均は六・七二石となる。それが後期になると、慶応三年（一八六七）の二八・五一一石をはじめとして連年一〇石以上の売上げをみせ、二五年間の平均値は一七・九七五石と、前期のほぼ三倍となっている。これにより大豆が畑方においては、麦とならんで重要な換金作物となっていたことが窺われる。

その他 以上述べてきた米、餅米、麦、大豆のほかに、菜種、胡麻、小豆などの販売も少量だがみられる。菜種は、天明期に年間六・四斗 \times 五七・三斗程の販売がみられる。これは村内の油稼人幸七へ販売されたもので、幸七が退転するに及んで帳簿上からは姿を消している。⁽⁶⁾ また、嘉永四年以降には胡麻の販売が一・五斗 \times 四・七斗ほどみられ、菜種の売上げもあるが、これも当時村内にいた油稼人吉三郎への販売であった。⁽⁷⁾ このほか、幕末期には小豆、くり綿なども少量の販売がみられる。

以上、土生津家の近世後期における米穀等の販売状況の推移を数量的にみてきたが、これは先述したように全販売量ではなく、不完

第2表 土生津家穀物販売帳

年度	米	餅米	麦	大豆	備考	年度	米	餅米	麦	大豆	備考
宝暦7	0石80				酒売買の記載あり 史料ナシ	8	159石20			6石96	
8	1 60				宝暦10年の史料より	覽政元	58 40	6 40	9 90	2 64	
9	37 98				遺雜々の記載多い 他に白米1斗2升	2	112 00	4 80		6 60	
10	66 80	0 20	6 48			3	64 40	13 60	32 40	7 92	
11	34 05	0 80	1 65			4	62 40	2 40	16 20		
12	15 80		(0 55)			5	39 60			7 92	
13	26 00	4 80				6					史料ナシ
明和元	37 33				米代金前借あり 記載ナシ 酒売の記載あり 史料ナシ	7	64 00	7 20			
2	29 60					8	64 40	3 60			
3	133 76	(2 94)				9			3 78	26 44	記載ナシ
4	79 80	0 80	0 60	0 64	記載ナシ 他に小豆1斗5升 米買証文ニ而貸8件以上 米買証文ニ而貸8件以上	10	48 80	9 20		10 56	他に類22石5斗
5	45 228					11	67 20			4 84	
安永元	22 40	4 80			吉野次より酒の購入あり	12					記載ナシ
2	111 60					享和元					記載ナシ
3	77 20					2					記載ナシ
4	75 60	11 20	小麦0 80			3					史料ナシ
5	65 60					文化元					史料ナシ
6	94 40	1 20				2					史料ナシ
7	32 39					3					記載ナシ
8	74 769					4					記載ナシ
天明元	64 00	6 80	14 58	2 05	他に菜種6斗4升 他に小豆1斗625 他に菜種3石5斗、安永9年金銀貸置帳による	5	58 80		9 72	7 92	「いろいろ」置帳による
2	96 40	5 20		1 76	他に菜種5石7斗3升	6					記載ナシ
3	40 80	5 60	3 85	5 72	他に菜種1石9斗 他に菜種1石7升6合、荳胡麻1斗3升	7					史料ナシ
4	138 00	4 80	7 70	4 40		8					史料ナシ
5	40 905		8 10	0 10		9					史料ナシ
6			11 57	1 575		10					史料ナシ
7						文政元					史料ナシ

年度	米	餅米	麦	大豆	備考	年度	米	餅米	麦	大豆	備考
文政2	3				史料ナツ	嘉永3	86	2石385	23石05	11石44	他に小豆4斗
3					史料ナツ	4	122	6 382	26 95	19 80	他に胡麻4斗7升、菜種2斗2升
4					史料ナツ	5	85	7 173	18 61	22 88	
5					史料ナツ	6	101	1 20	19 80	14 52	他に小豆3斗6升
6					記載ナツ	安政元					史料ナツ
7					史料ナツ	2	95	4 00	22 68	15 75	他にくり縮5貫目
8					史料ナツ	3	75	2 30	13 20	22 10	
9	106	40	4 40	17 60	21 12	4	132	3 573	24 75	17 368	他に胡麻2斗5升、小豆6斗3升
10					史料ナツ	5	27	3 60	20 35	16 28	
11					史料ナツ	6	85	2 40	25 892	18 346	
12					史料ナツ	万延元	132	369	39 05	17 10	他に胡麻1斗5升
天保元	2				史料ナツ	文久元	93	937	1 592	7 70	
3					史料ナツ	2	110	4 00	21 45	14 52	他に胡麻2斗3升
4					史料ナツ	3	117	1 97	18 70	22 88	他に小豆2石3斗3升5合
5					史料ナツ	元治元	98	568	27 50	17 176	他に小豆4斗2升
6	22	80	0 40	14 85	天保7年「万覚帳」による	2	87	1 591	20 35	17 94	
7	91	58	1 20	17 82		3	54	1 994	21 45	20 763	
8					史料ナツ	明治元	52		18 15	4 40	
9	109	96	3 20	3 72	史料ナツ	2	73		26 84	14 873	南京米等5,763石を又右衛門などから購入
10					史料ナツ	3					南京米等4,624石余を又右衛門などから購入
11					史料ナツ	4					史料ナツ
12					史料ナツ	5	73	0 80			他に小豆2斗7升
13					史料ナツ	6	104		26 84	16 20	他に小豆4斗2升
14					史料ナツ	7					史料ナツ
弘化元	2	115	2 35	25 68	18 00	8					史料ナツ
3					史料ナツ	9	126	4 00	27 54	22 88	他に小豆2斗、菜種2斗
4					史料ナツ	10	120	0 40	19 166	17 996	
嘉永元	2	119	8 00	18 03	22 11						

(土生津家文書各年度「金銀貸覚帳」「万覚帳」より作成)

全な史料から得られた最低限の数量の確認である。しかし、その中から大よその傾向性はつかむことができるであろう。すなわち、田方における大量の米の商品化を主とし、畑方からは麦、大豆が換金化されていたのである。一般に近世農村における典型的な商品作物といわれる木綿・藍・紅花などの生産・販売はみられないが、上金崎村土生津家においても土地の状況や立地条件に見合った商品作物として米・麦・大豆などがあったことがわかる。

三、米穀販売と地主経営

では、いままでみてきたような販売用の米穀が土生津家経営の中でいかにして調達されていたのか、次にこのことを検討してみたい。当家文書の中には経営総体を見通せる史料はないが、幸い宝曆二年（一七五二）からの「田畑小作入付帳」が大量に残されている。そのうちから無作為に嘉永四年のものをとり出して、集計したのが第三表である。これにより土生津家の小作経営の概要をうかがうことにしよう。

小作人数は全体で四六名、そのうち同年「宗門人別帳」に家守と明記してあるものが幕領分に一〇名いる。この一〇名について「田畑小作入付帳」をみると、すべて「役給引」の記載があるので、これを家守小作人の指標とするならば、旗本知行所分では四名、村外で三名の合計七名の者がそれに相当する。家守小作の形態は、居村である幕領分が圧倒的に強かったことがわかる。

第3表 嘉永4年 土生津家の小作経営

区分	小作人数 (内家守)	田方小作面積	米納小作料	年貢・損引米等	畑方小作面積	麦小作料	大豆小作料	小作永
幕領分	14人(10)	812畝11.7	732斗49	194斗088	676畝0.5	195斗45	188斗51	永13213文11分
旗本知行分	10(4)	106 6.3	89 94	16 000	156 26.9	51 86	38 66	5515 37
村外	22(3)	537 25.1	426 75	63 4657	166 14.0	65 45	48 75	2919 288
計	46(17)	1456 13.1	1249 18	273 5537	999 11.4	312 76	275 92	21647 768

(土生津家文書 No.4410 嘉永4年 田畑小作入付帳より作成)

まず田方の小作についてみておこう。小作地貸付面積は一四町五反六畝余で、その米納小作料は一二四・九一八石となる。実際にはこの内に年貢・損引等二七・三五五石余が含まれ、差引小作米実収は、九七・五六二石余であった。さて次にこの小作米高を「万覚帳」に記された米販売量と比較してみよう。その場合、小作米納入が十一月中に行われていることから、嘉永四年十二月から同五年十一月までの販売が、おおむね嘉永四年分の収穫米によっているものと考えられる。このような想定のもとにこの一年間の販売量を累計してみると一一・七六六石となり、小作米実収との差額はわずか一四・二〇四石となる。土生津家は家守小作貸付地のほかに自作経営とみられる五七・六石余の土地をもっていたので、この差額は手作米から十分調達できたものと思われる。以上の分析によって少なくとも嘉永期には、家守小作を中心地

とした小作貸付地からの収穫米を基礎として土生津家米販売が行われていたと考えられるのである。

次に畑方についてみておこう。小作貸付面積は九町九反九畝余であり、現物小作料として麦三一・二七六石、大豆二七・五九二石があり、金納部分は二一兩二分二朱となる。麦、大豆の納入期日は「小作入付帳」に記載されていないが、麦は四・五月頃、大豆は八月頃が収穫期であるので、これを起点に「万覚帳」より一年間の販売量を累計すると、麦二二・五五石、大豆二〇・二四二石となる。

この小作貸付地からの収量のほかに当然自作地からの収量も考えられるので、麦・大豆に関しては自家消費率が比較的高かったものと思われる。

以上「田畑小作入付帳」の分析を手掛かりに、土生津家農業経営と米穀販売との関係をみてきた。自作地経営の史料が見当たらないので不明な点は残るが、小作貸付地を中心とした土生津家農業経営の中から「万覚帳」に記された販売米穀量が調達されていたことは確実であろう。

ただ、長い年月の間にはこの例外とみられる事例も二、三みられるので、次にそのことについて検討しておこう。まず第一には、明和末年から安永年間の「金銀貸覚帳」に「米買金証文ニ而かし」という記述が散見されることである。米買金証文の内容については、原文書が残されていないので不明であるが、おそらく収穫米での決済を条件とした金銭貸借とみられる。とすればこれは一種の米の前

近世後期における一地主の米穀販売

買制といえる。明和八年十二月には、東金野井村太右衛門へ一〇兩貸付けたのをはじめとして、五件で貸付金額二二兩三分となつている。かりに金一兩につき米一石とすると二二石余となる。米買金証文関係の記載は、安永六年まで続くが金額は減少し、その後はみられなくなる。史料のうえではわずか数年間確認されるだけであるが、こうした米買金証文の存在は、比較的小規模な農民から金融を媒介とした米の集荷・販売の可能性があったことを示している。

もう一つの例外は、天保七年の「万覚帳」である。天保七年の「万覚帳」は天保六年後半から同七年分の記載がある。この帳簿でまず眼につくのは、越ヶ谷宿商人忠兵衛に天保六年十二月七日から二度にわたり、計金五九兩を渡し、米九九俵を一兩につき六斗七升の値段で買込んでいることである。この米を翌七年四月に同じ忠兵衛へ一兩につき六斗二升五合で売却し、金二兩一分と銀八匁七分二厘の収益を得ている。また天保一四年には、村内穀商人肴屋又右衛門から米四七俵を一兩につき八斗四升で買入、翌年五月同人へ一兩につき七斗三升で売却した結果二兩余の収益をあげた。このほか天保期の「万覚帳」には米購入の記録が数回みられるが、いずれも少量のものである。農家余剰米の購入という性格のものと考えられる。またここにあげた比較的大量の購入例も、いずれも買入れた本人へ売却しており、利益も少ない。

このように土生津家の米穀販売の大きな特徴は、流通面に直接関与せず常に地主・生産者の地位にとどまっていたことにある。一般

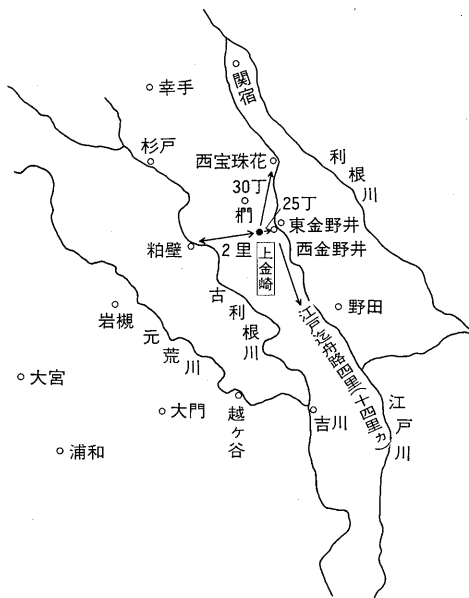
に幕末期の豪農層が、地主⇨生産者と商人⇨生産物の集荷・販売者、さらには高利貸業をも兼ねた性格を有していたといわれることとはかなり異っているようである。⁽⁹⁾この点については、後に村内穀商人肴屋又右衛門の性格を検討する際に再度ふれる。

四、米の販売先とその変遷

本章においては土生津家米穀販売の中心となったとみられる米に限定して、販売先とその変遷について検討してみよう。各年度の販売量と売却商人名をまとめてみると第四表のごとくなる。また、関係地域の略図は下図のとおりである。商人のグループわけは、(一)上金崎村から二里の至近距離にあり、四・九の六斎市をもつ粕壁宿、(二)同じく二・七の六斎市をもつ元荒川沿いの越ヶ谷宿、(三)江戸川沿いの東・西宝珠花、東・西金野井などの近隣の河岸場、これらはいずれも上金崎村近在の商業、交通の中心地であった。このほか(四)下金崎村、上柳村、柵村などの近接の村々、および村内の者への販売があった。以上四つのグループに米買請人を大別し、それに含まれないもの、あるいは所在地を確定できなかったものは(五)その他、とした。以下の記述において、時期区分については前項同様天保期を画期として前期と後期に分けて考察していくことにする。

前期についてはさらに安永三年を境に大きく二つに分けられる。安永三年(一七七四)頃までは、村内への販売が中心となり、一〇〇石以上の売出しのあった年には、東・西金野井河岸の商人が大量

の買手として登場してくる。すなわち村内の場合は、千間の吉次郎、吉郎次などが数年にわたりかなりの量を買付けている。吉郎次はこの頃酒造を営んでいたことが他の史料から判明する。⁽¹⁰⁾そのほか単発ではあるが、明和元年(一七六四)の村内六兵衛への二〇石、同年の組頭庄兵衛への六五・六石、安永元年(一七七二)の四〇石などもあるが、件数的には一石未満の自家消費用とも思われる少量の販売が多い。近隣の河岸場では、明和六年に東金野井の利右衛門、西金野井の久左衛門にそれぞれ四〇石以上を販売し、回数は少ないが一回の取引量は多い。一方六斎市の立つ宿場では、粕壁宿の長左衛門、文右衛門などが散見されるが、頻度・数量ともいまだ大きな地位を占めていない。なお、明和二年のその他は、江戸浅草吉田屋



土生津家関係略図 (1/20万 地図より)
 里程は天保14年 村明細帳 1里: 36丁

第4表 土生津家 米販売先一覧

年号	販売量	柏 壁 宿 商 人	越ヶ谷宿商人	近 隣 河 岸 場	村	内	そ の 他
宝暦7	0.80						
9	1.60	長 左 衛 門			千間吉次郎	村 幸 右 衛 門	
10	37.98	つやや兵衛門			千間吉次郎	石 神 藤 兵 衛	
11	66.80	武 右 衛 門			千間吉次郎	村 市 七 平	
12	34.05	文 右 衛 門			千間吉次郎	村 清 歳	
13	15.80				千間吉次郎	下 金 崎 村 幸 助	
明和元	28.00	文 右 衛 門			千間吉次郎	石 神 藤 兵 衛	
2	37.33	文 右 衛 門			千間吉次郎	村 金 右 衛 門	
4	29.60	文 右 衛 門			千間吉次郎	村 三 之 助	
6	133.76	文 右 衛 門			千間吉次郎	村 幸 右 衛 門	
8	79.80				千間吉次郎	村 權 八	
安永元	116.80	文 右 衛 門			千間吉次郎	村 市 兵 衛	
2	45.228	山 口 庄 藤			千間吉次郎	村 庄 兵 衛	
3	22.40	山 口 庄 藤			千間吉次郎	村 伊 惣 次	
4	111.60	つやや庄兵衛門			千間吉次郎	下 金 崎 村 幸 助	
5	77.20	山 口 庄 兵 衛			千間吉次郎	千間 亀 太 郎	
6	75.60	伊勢屋庄助			千間吉次郎		
7	65.60				千間吉次郎		

年号	郵便量	箱	俵	宿	商人	越ヶ谷宿商人	近隣河岸場	村	内	その他	
安永8	94.40	伊勢屋庄助	16.00	石や惣兵衛	2.40	森田半兵衛	西宝珠花畑屋惣兵衛	村林七	0.40	内真木与兵衛	14.40
9	32.39	惣兵衛	9.59	小川紋左衛門	15.60	森田半兵衛	金野井佐七	上柳村忠七	0.80		
天明元	61.50	伊勢屋庄助	16.00	伊勢屋庄助	29.20	森田半兵衛	西宝珠花畑屋惣兵衛				
2	64.00	橋木屋惣兵衛	18.30	小川紋左衛門	20.00	森田半兵衛	西宝珠花畑屋惣兵衛				
3	96.40	橋木屋惣兵衛	26.40	小川紋左衛門	66.80	森田半兵衛	西宝珠花畑屋惣兵衛				
4	40.80	山口庄兵衛	10.00	山口庄兵衛	20.40	森田半兵衛	西宝珠花畑屋惣兵衛				
5	138.00	橋木屋惣兵衛	8.40	山口庄兵衛	36.80	森田半兵衛	西宝珠花畑屋惣兵衛				
6	40.905	小川紋左衛門	8.40	小川紋左衛門	8.40	(森田)半兵衛	金野井佐七	村平六	1.715		
7	18.00	(伊勢屋)庄助	6.00	長兵衛	2.39	森田半兵衛	東宝珠花畑屋惣兵衛				
8	159.20	小川紋左衛門	14.40	長兵衛	1.20	森田半兵衛	宝珠花ふしや	下吉栗村吉右衛門	16.00		
寛政元	58.40	橋木屋惣兵衛	24.00		101.60	森田半兵衛		千間千郎次	1.20		
2	112.00	惣兵衛	12.00	小川紋左衛門	79.60	森田半兵衛		村伝六	0.80		
3	64.40	又	6.00		12.00	森田半兵衛					
4	64.40	小川紋左衛門	20.40	長兵衛	3.60	森田半兵衛					
5	62.40	八丁目大塚吾兵衛	8.00	又	6.00	松本伝兵衛					
6	62.40	油屋金藏	4.40	又	20.00	松本伝兵衛					
7	64.00	橋木屋佐兵衛	32.00	小川紋左衛門	8.40	松本伝兵衛	宝珠花藤之進	上柳村利兵衛	9.60		
8	39.60	小川紋左衛門	13.20	橋木屋佐兵衛	8.40	松本伝兵衛					
9	64.00					松本伝兵衛					
10	58.40					伊勢や某					
11	58.40					松本伝兵衛					
12	67.20					松本伝兵衛					
文化9	58.80	石屋庄兵衛	8.40			松本伝兵衛					
文化9	106.40	こくや庄兵衛	1.60			松本利兵衛					

年号	観覧量	船	壁	宿	商	人	越ヶ谷宿商人	近隣	河岸	場	村	内	その他
天保6	22.80												谷原清水留吉 22.80
7	91.58						忠兵衛 91.58						谷原村清水留吉 いせや金蔵 46.40
9	109.96	葦屋庄兵衛	2.40				52.80						2.40
弘化元	115.819	葦屋庄兵衛	0.776					金野井茂左衛門 20.00					
嘉永元	119.655	葦屋庄兵衛	0.80					金野井茂左衛門 25.20	西金野井八郎左衛門 61.92				
3	86.069	葦屋庄兵衛	3.60					金野井茂左衛門 24.80	西金野井八郎左衛門 24.00				
4	122.908	葦屋庄兵衛	2.40										
5	85.096												
6	101.936												
安政2	95.772	葦屋庄兵衛	23.94										
3	75.219	葦屋庄兵衛	16.685										
4	132.509	葦屋庄兵衛	14.355										
5	27.855	葦屋庄兵衛	12.38										
6	85.014	葦屋庄兵衛	5.17										
万延元	132.369	葦屋庄兵衛	18.11										
文久元	93.937												
2	110.455												
3	117.675	葦屋庄兵衛	40.80										
元治元	98.588	葦屋庄兵衛	21.825										
慶応元	87.052	葦屋庄兵衛	1.20										
2	79.736	葦屋庄兵衛	3.59										
3	54.918	葦屋庄兵衛	6.00										
明治元	52.824	葦屋庄兵衛	32.59										
5	73.784												
7	104.116												
9	126.072												
10	120.971												

(土生津家文書各年度「金銀貸覽帳」[万貫帳]より作成)

伊兵衛への三〇石で、小平村宇八が口入人となっている。また、同四年の二七・六石は販売先不明である。要するに前期の安永三年（一七七四）までは、酒造営業者を含む村内の百姓や、江戸へ直結していると考えられる金野井河岸の間屋商人を主体に、若干の粕壁宿商人が加わって土生津家の米が販売されていたとみてよからう。

これが安永三年以降となると大きくかわってくる。もっとも大きな変化は、越ヶ谷宿商人の登場である。安永四年から寛政三年までは、森田半兵衛という商人が土生津家全販売量の半分以上を処分している。寛政三年（一七九一）には松本伝兵衛がそれに加わり、同七年以降は彼がほとんど独占的に土生津家販売米を扱うようになっていった。¹⁰⁰一方粕壁宿の場合も、取引量・比重ともに増大傾向にあった。その特色は、山口庄蔵（のち庄兵衛カ）、伊勢屋庄助、栃木屋惣兵衛（のち佐兵衛カ）、小川紋左衛門など数人の商人が毎年二、三人ずつ非独占的に購入していることであろう。このことは越ヶ谷宿商人への販売と比較した場合顕著な相違といえる。一方村内の者への販売は、二・三の少量のものを除いてほとんどみられなくなっている。近隣河岸においても大きな変化がおこっている。すなわち東・西金野井河岸から東・西宝珠花への移動である。特に、西宝珠花の酒屋惣兵衛、酒屋兵左衛門などの比重は大きい。その他では、天明四年（一七八四）の江戸買手（実名不詳、寛政元年の岩槻町増田某、さらに内真木（内牧）村や谷原村など粕壁宿の周辺の村々があつた。

さて、天保期以降の後期においては、これがどのように変わるであらうか。まず最も大きな点は、取引商人の固定化がみられることである。粕壁宿商人では穀屋庄兵衛が、数量こそ少ないが独占的に米を購入しはじめる。一方越ヶ谷宿の商人は、天保七、九年に忠兵衛が一時大量の米を買付けるが、以後は全く姿を消してしまう。それにかかわって、村内の方にも大きな変化がおきている。すなわち肴屋又右衛門という専業の穀商人が現われ、従来の越ヶ谷宿商人の地位にとってかわるのである。この又右衛門については、幸い関連史料が少し残されているのでその性格を検討しておこう。

又右衛門に関する初出史料は、安永八年（一七七九）の「亥年人別帳」である。ここで七五郎とあるのが後述するように又右衛門と同一人物である。二三才の七五郎は、女房と二人暮らし、無高で六郎右衛門（土生津家）の地借りであった。この前年の人別帳には七五郎の名を見出すことができないので、この年どこから夫婦揃って移住してきたものと思われる。彼の檀那寺が粕壁宿近在の新川村無量院なので、あるいは新川村出身とも推測される。寛政七年（一七九五）の人別帳の七五郎三八才の上に貼られていたとみられる付箋に「又右衛門」とあり、年令、印などからしても両者が同一人物であることは明らかである。

肴屋又右衛門の名前は、すでに文政九年（一八二六）の「いろいろ覚帳」にみられるが、いまだ穀商売には関与していない。ところが、天保九年（一八三八）の農間余業者書上げによれば、上金崎村

は家数二七軒のうち余業者は五軒でその中に又右衛門が登場してくる。すなわち、寛政五年（一七九三）から居酒屋渡世をはじめ、天保三年（一八三二）には穀商売も併せて開始したことが知られる。

これから推測するならば、上金崎村移任当初は農業、のちに居酒屋渡世に携わり、その間の蓄積により穀商売にも手を広げたものであろう。一般に農間渡世としての穀商売は多額の運用資金を必要とするため、村内の有力農民によって営まれることが多い。そうした点からみると、この又右衛門の例はかなり特異なものといえる。幕末期にいたると又右衛門はさらに質屋・酒造などにも手を広めていった。すなわち安政六年（一八五九）九月八日の質屋冥加永上納願書によれば、又右衛門は従来からも質屋稼をしていたが、この年から毎年永二〇〇文の冥加金を上納することになった（土生津家文書No. 三九二七、安政六年十二月質屋稼冥加永取立帳）。質屋稼は明治維新以降も続けられている。また酒造については、文久三年（一八六三）九月の酒造高制限請書に「酒造人又右衛門」とみえるのみで、規模等詳しいことは不明である（土生津家文書No. 六一七〇）。こうした多方面にわたる商業・金融活動を展開した又右衛門の足跡は、その家族構成からも窺える。天保初年から文久末年にかけての個人別帳によれば、ほぼ毎年一〜二人の下男奉公人を使用しているのだから、では、この又右衛門の活動の基盤となったものは何であろうか。この問題を考えるうえで興味ある事実、彼が終始六郎右衛門（土

生津家）の地借であったことである。土生津家は広大な土地を家守小作に出し、経営の効率化・災害等による危険負担の分散化に努力している。土生津家のこうした努力の商業・金融面において実現された形態が、地借穀商人又右衛門の存在ではなかろうか。そのことは、土生津家の経営帳簿を検討しても、土生津家自体が商業・金融活動に積極的にかかわった形跡がうかがえないことから首肯されよう。

さて、問題をもとに戻し、天保期以降の販売先の検討を続けると村外においては、近隣河岸場の西金野井間屋八郎左衛門、金野井菓子屋茂左衛門などが有力な買請人であった。また隣村の櫛村国次郎は、彼の使用した印章から専業の穀商人であったことが知られる。なお、明治期に入ると米の買請人は又右衛門が完全に独占し、他の商人は一人もみられなくなる。

以上、天保期以降の後期における米買請商人の性格と変遷についてみてきた。それを概括するならば、土生津家と経済的に密接な関係を有したと考えられる村内穀商人又右衛門に取引が集中したこと、また粕壁宿においても穀屋庄兵衛一人にしぼられてきたように、取引先の固定化・安定化が大きな特色といえよう。さらに穀商人の居住地をみるならば、越ヶ谷宿、粕壁宿、東・西宝珠花河岸などの比較的遠距離の商人から、村内および近隣のものへ、すなわち在町商人から在方商人へ移ったことも指摘される。

五、周辺市場との関係

では、土生津家から米が実際にどのような形で商人にわたり、消費地へ運ばれたのであろうか。土生津家の販売先は、さきに述べたように村内、近隣河岸商人、越ヶ谷宿商人、粕壁宿商人などさまざまなものがあつた。このうち買手の事情がある程度史料的に確認できるのは粕壁宿の場合である。

粕壁宿は、慶長十六年（一六一一）代官伊奈忠治の時に市立てがされ、以後幕末まで四・九の六斎市があつた。しかし穀市に関する史料はそれからずっと降り、宝暦十年（一七六〇）の文書が古いものである。それによると当宿は上宿・中宿・下宿・新宿の四町にわかれ、穀市は上宿が独占してきたようである。ところがこの年、他の三宿が上宿に対抗し独自に在方から米穀を買付け、従来の特権を主張する上宿との訴訟となつた。この訴訟の結果についてはよくわからないが、当時の粕壁宿は近在および古利根川沿いの幸手、杉戸、久喜などの米穀を集荷し「江戸への商人米の主要な供給地であつた。」といわれる。⁰³ 土生津家の販売先に粕壁宿商人の名前がみえるのは、宝暦十年の長左衛門からであるが、その居住町名がはっきりするのは寛政四年（一七九二）の栃木屋佐兵衛である。佐兵衛は仕切状に使用した印章から粕壁宿下宿の商人であることが判明するの⁰⁴で、おそくともこの時期には上宿の穀市独占は破綻していたものと考えられる。穀商人の数が確認できるのはそれよりさらに降り、文

政八年の諸商売人書上で、米穀商三九軒、その内穀宿（穀問屋）一〇軒となつてゐる。⁰⁵ そして天保五年（一八三四）八月の「穀宿并仲買取極議定書」には、穀宿一〇軒、仲買四一軒の多数にのぼつてゐる。⁰⁶ 四・九の市日には、これら仲買人や、直接に在方から集められた米穀は、穀宿において売り立てられ江戸市場へ運ばれていった。土生津家の販売米もこうした穀宿を通して売り捌かれていたものと思われる。すなわち、天保期以降、土生津家の粕壁宿への販売をほぼ独占する穀屋庄兵衛は、前述の天保五年八月の議定書に出てくる穀宿庄兵衛と同一人物とみられること、さらに「万覚帳」に記された庄兵衛からの代金渡日がほとんど四・九の日であり、一定の口銭（手数料）を代金から差引かれていることなどから、明らかに穀宿を通しての販売であつたことが知られる。

粕壁宿から江戸への輸送は、村明細帳によれば季節により次の二つの経路がとられていた。すなわち六月中旬より八月中旬までは宿内の河岸から直接古利根川を使って送り、その他の期間は一度江戸川沿いの金野井河岸まで沓里半（二里という記載もある）を陸送し、そこから江戸に送つた。粕壁宿・金野井河岸から江戸までは、いづれも川路十四里であつた。⁰⁷ もちろんこれは公式な規定であり、実際には至近距離にある宿内の古利根川を使うことが多かった。天保十一年（一八四〇）三月の「川船取締御受之事」によれば、金野井河岸の利用期間は古利根川の川水が減少する十一月から翌年二月までの三か月間とさらに短縮されているが、この期間においてさえ古利

根川宿内河岸を利用して金野井河岸問屋と争論をおこしている程であった。⁰⁸ なお土生津家から粕壁宿の穀屋までの輸送については明確な史料はないが「金銀貸覚帳」の粕壁宿商人への売却に駄賃の記載が散見されるので陸送によったものと推測される。少なくとも直接に金野井河岸へ出されることはなかったようである。

一方、安永く化政期にかけて土生津家から大量の米を買付けていた越ヶ谷宿の場合はどうであろうか。当宿も元和・寛永期から二・七の六斎市が開かれ、近在の商品集散地として栄え、武州越ヶ谷米の名もよく知られていた。積出し地としては、元荒川の瓦曾根河岸があった。⁰⁹

土生津家からの搬出経路については、天明期の「金銀貸覚帳」には「庭払」の記載が散見されるが、その実態についてはよくわからない。上金崎村から越ヶ谷宿までは川沿いでもなく、水運は利用できなかつたと思われる。文化九年の「いろ／＼覚帳」によれば、越ヶ谷宿商人松本伝兵衛への売却米は、土生津家の雇用労働力を使ってひと度金野井河岸まで陸送し、そこから船積みされたことがわかる。この米が金野井河岸から直接江戸へ運ばれたのか、一旦越ヶ谷宿へ持込まれたのかは史料的に確認できない。

次に天保期以降最大の取引先となった村内の穀商人肴屋又右衛門との場合をみておこう。又右衛門の商行為に関する史料は、いまのところ「万覚帳」など土生津家の経営帳簿にみられる断片的なものしか残されていない。それによれば、売買のあと一・二か月の間に

代金の大部分は支払われ、端数が半年ないしは一年に一回の仕切状によって決済されている。このことから長期安定的な取引関係が成立していたことが想像される。また、仕切状には米代金のほかに「船ちん」「入方」「江戸はしけ代」の記載があり、又右衛門の手によって直接江戸穀問屋へ運ばれていたことを窺わせる。その際積出し地となったのは、おそらく最寄の金野井河岸であったであろう。

むすびにかえて

以上「金銀貸覚帳」「万覚帳」を素材として、近世後期における土生津家の米穀販売の実態をみてきた。史料的な制約も大きくいまだ不明な点も多いが、とりあえず次のような点は確認できたと考ええる。

第一には、一般に経済的に停滞的な農村とみられる本県東部水田地帯の上金崎村においても、近世中期以降米を中心として穀類の商品化が活発に行われていたこと。

第二には、商品化された米の流通経路を買請人の変化からみると、はじめは村内での酒造業者にも販売され、地域における生産・加工の分業が展開するかにみえたがその関係は順調には成長せず、粕壁宿・越ヶ谷宿の米商人、さらには近隣の河岸問屋の手を経て江戸へ送り出されていった。そして天保末年から弘化年間になると、在町・河岸場をも通さず、村内の穀商人によって直接に江戸問屋へ出されていくようになる。こうして江戸への米供給地として組織されていくのである。

これらの現象の背後には、河川交通の発展の問題、宿における市機能の盛衰、さらには酒造や油絞りなどの在村加工業の動向など様々な問題が伏在しているものと考えられる。また、村落の中・下層農民が米穀の商品化とどのようにかわつていったのかなど、この史料整理の過程で疑問として感じながら、なんら言及できなかった問題も多く残されている。これらについては、今後の課題としていきたい。

註

(1)この経緯については本館収蔵文書目録第十集『土生津家文書目録』解題 P.10。

(2)同右書P.11。土生津家の持高が知れる史料には高寛帳と宗門人別帳の二種類がある。前者は家守小作人の分をすべて土生津家(六郎右衛門)の項にまとめてあり、後者では各小作人の項に分散して記載されている。

ここでは地主土生津家の実態をよりよく示す高寛帳の数値をとった。

(3)黒須茂氏「上金崎村の家守小作」(『埼玉地方史』第17号)

(4)肴屋又右衛門との取引では、販売時には一俵四斗入と記してあるが、仕切状では一俵三・九八斗などと減少して記されることが多い。この差については明解な説明を与えられないが、あるいは輸送中の損米などと考えられる。この場合は最終決算であり代金算出の基礎となった仕切状によって集計した。

(5)明治二・三両年の「万覚帳」には、肴屋又右衛門から南京米などを含む少量の米購入がみられ、販売記録は残っていない。特異な現象であるがその理由については不明である。

(6)天明五年六月代官宮村孫左衛門に提出した油稼冥加永願書には「当村幸七と申者水呑同前之小百姓御座候処、農業之間ニ少々宛油絞り仕候、是以近所隣家ヲ式升三升宛油取替ニ参り候ニ付、賃日雇同前ニ而此分絞り、

誠当日夫食之足合ニも仕度相稼申候、勿論在菜種等買立油絞仕候ニ者自力ニ不相叶程之儀ニ御座候」(土生津家文書No.六四六、天明五年願書留)と記され小規模なものと思われる。ところが同年十二月には大借となつてしまったので冥加永の上納もできないので油絞稼を止めたい旨の願書が出された(同前)。そして翌六年二月には上金崎村を去り、永沼村(現庄和町)の親類へ引取られていった(土生津家文書No.五〇八六、天明六年二月、入置申一札之事など)。

(7)吉三郎は安政三年から新規に油絞稼を始めた。冥加永は最初の五年間は永二〇文、文久元年からの五年間は永二五文、さらに慶応二年からは旧来のものが永三〇文に引上げられ、別に新規に永二五文の冥加永を上納しているので、彼の経営は比較的安定したものであったと考えられる(土生津家文書No.三七八〇、安政三年十二月、油絞冥加永取立帳、同No.三七八一、慶応二年十二月、同)。また上金崎村全体では、安政四年には水油一六樽が江戸へ売出されたことが知られる(同No.七〇八、安政四年正月、産物産業之品書上帳)。

(8)このうち幕領分の田小作地面積は八町一反二畝十一歩七厘である。ところが同年の年貢割付状(土生津家文書No.五六一九)によれば幕領分の田反別は総計六町六反四畝八歩である。土生津家の家守小作貸付地以外に当然水田が存在したはずであり、この二つの数値は明らかに矛盾している。このように年貢割付状などの公文書に現れない水田がかなり存在しており、それが年貢米に吸収されない米穀商品化の大きな条件となつていたものと思われる。

(9)次の数字は、明和五年の土生津家現金収入の内訳で、时期的に適切なものとはいえないが参考までに掲げておく。

米代金	一〇五兩
畑方小作金	二五兩一分と八六七文
利足	六兩一分
合計	一三六兩二分と八六七文

(土生津家文書No.三八六二、金銀借シ覚帳)

これにより当時の土生津家現金収入の中でいかに米代金が大きな位置を占めていたかがわかる。

(10) 吉郎次の酒造業については、明和九年五月に次のように報告されている。

「一葛飾郡金崎村反高場吉郎次儀、拾四年以前卯年少之小道具ニ而造酒仕見世小売計致来候処、世柄悪敷掛等出来仕取統成兼候ニ付、去戌ノ子迄三ヶ年商売相休罷在候得ハ、売掛等一向取集り兼至極難義仕候ニ付、右丑ノ小売而巳手伝仕候へ者石数も無御座、且又造之義九月末ノ極月限り仕入仕候ニ付、造米之義老石前後ニ御座候」(土生津家文書No.二七五明和九年願書御訴写帳)。すなわち吉郎次は金崎村反高場(のちの金崎村新田)に居住し、宝暦九年から酒造を始めたが順調には発展せず、明和九年当時はかろうじて一石程度の酒造者であったという。

(11) 松本伝兵衛の発した仕切状には「越ヶ谷新町」と記した印章が使用されている。

(12) 「公用鑑 下」(『春日部市史第三卷近世史料編Ⅱ』P七〇二)

(13) 鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』P一四六〜一四八。

(14) さらに栃木屋佐兵衛が栃木屋惣兵衛の末裔と考えられれば、第三表から上宿による穀市独占の破綻は、安永三年頃までさかのぼることができる。

(15) 「公用鑑 下」(『春日部市史第三卷近世史料編Ⅱ』P七四五)。

(16) 「議定一札之事」(『春日部市史第三卷近世史料編Ⅲノ二』P一〇一一〜一〇一二)

(17) 「村鏡類諸書物留書」(『春日部市史第三卷近世史料編Ⅱ』P七八七、七九一〜七九二)。

(18) 「天保十一年 公用日記」(『春日部市史第三卷近世史料編Ⅰ』P三八)。

(19) 越ヶ谷宿の市と米穀商人、商品流通については『越谷市史一 通史上』P七二九〜七五四参照。